

## 徹底！！「会社法」Ⅱ

今年5月からは

有限会社の設立はできなくなります。

今年5月からは

会社を作る時は、株式会社しか設立できません。

(合名・合資会社は従来通り設立できます)



今までの有限会社はそのまま残り今までどおりの運用でOKです。

御安心ください。(緊急特集 会社NO. 20掲載)



今年5月から新しく株式会社を設立するには、現在の有限会社の要領とほとんど同じとなります。

- ①役員は取締役1名からでよくなります。
- ②監査役は設けなくてもよくなります。
- ③資本金は1円からでOKです。
- ④役員の任期は10年まででOKです。



こう見てみると、ずいぶん簡素になりました。

(新しい定款を附録でつけています。ご覧下さい。)